

5 事業所内託児施設の設置の推進

労働者のための託児施設を事業所内に設置・運営及び増築等を行う事業主または事業主団体に、その費用の2分の1（中小企業事業主の場合、設置及び運営については3分の2（2010（平成22）年3月31日までの暫定措置）を支給する（両立支援レベルアップ助成金 事業所内託児施設設置・運営コース）ことにより、事業主の取組を支援している（2008（平成20）年度予算助成件数：541件）。

また、企業の子育て支援の推進を図る観点から、法人が2007（平成19）年4月1日から2009（平成21）年3月31日までの間に、一定の要件の下、事業所内託児施設を新設

した場合、当該施設及びこれと同時に設置する一定の器具備品について、5年間20%（次世代育成支援対策推進法に規定する中小事業主については30%）の割増償却ができる税制上の優遇措置も講じられている。なお、この措置を2年間延長し、2011（平成23）年3月31日までに設置した施設を対象とすることとしている。

さらに、特に中小企業の取組を支援するため、事業所内託児施設を整備しようとする中小企業者を対象として、株式会社日本政策金融公庫から、貸付期間15年以内（据置期間：2年以内）、基準利率で資金を融資する制度（中小企業事業（貸付限度：7億2,000万円）・国民生活事業（貸付限度：7,200万円））を2007年度から引き続き実施している。

第2節 放課後対策を充実する

1 「放課後子どもプラン」の着実な推進

2007（平成19）年度に、文部科学省と厚生労働省が連携・協力して、地域社会の中で、放課後や夏休みなどの長期休暇時に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進し、総合的な放課後児童対策として実施する「放課後子どもプラン」を創設した。

本プランの実施に至った背景には、少子化や核家族化が進行し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化して、家庭や地域社会における子育て力や教育力の低下が問題となっている中で、特に、

- ・放課後等に異年齢の子ども同士で遊んだり、交流したりする機会が少なくなってきたこと、

・子どもを巻き込む犯罪や事件の増加により、子どもが安心して過ごせる場所の確保が困難になってきたこと、

- ・就労や社会参加を希望する女性が増加する中、子育てと仕事の両立を支援する環境づくりをより一層進める必要があること、

などにより、就学期の子どもや子育て家庭にとって、放課後等に子どもたちが安全な場所で安心して過ごすことができ、地域のボランティア等の協力・参画を得て、様々な体験や交流を深められる取組が強く求められていたことがある。

「放課後子どもプラン」は、各市町村において、小学校の余裕教室や地域の児童館・公民館などを活用して、すべての子ども（主

第2-4-5表

放課後子どもプランの
実施状況(2008年度)

	放課後子ども教室 (4月現在 予定含む)	放課後児童クラブ (5月1日現在)
実施か所数	7,821か所(36.1%)	17,583か所(79.2%)
実施市町村数	1,019市町村	1,609市町村
登録児童数		794,922人

資料：文部科学省及び厚生労働省資料

注：実施か所数のカッコ内は、小学校数に対する実施か所数の割合

に小学生)を対象に、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する「放課後子ども教室推進事業」(文部科学省所管)と、主に小学校3年生までの共働き家庭など留守家庭の子どもを対象に、適切な遊びや家庭に代わって安心感のある安定した生活の場を提供する「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」(厚生労働省所管)の両事業を一体的あるいは連携して、原則としてすべての小学校区での実施を目指すものである。

2008(平成20)年度では、放課後子ども教室が7,821か所(実施予定含む)、放課後児童クラブが1万7,583か所での実施となっている。

2 「新待機児童ゼロ作戦」に基づく
放課後児童クラブの設置促進

2008(平成20)年2月に策定した「新待機児童ゼロ作戦」においては、小学校就学後も引き続き放課後等の生活の場を確保するため、放課後児童クラブにも施策対象を拡大し、放課後児童クラブ(小学1年~3年)の提供割合を現行の19%から60%とすることを10年後の目標として示しているところであり、地域における計画的整備を進めるとともに、「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえた質の高い放課後児童クラブの推進を図ることとしている。

第4章

第3節 地域における子育て支援の拠点等の
整備及び機能の充実を図る1 地域における
子育て支援サービスの推進

地域共同体の機能が失われていく中で、身近な地域に相談できる相手がいないなど、在宅で育児を行う家庭の子育ての負担感が増

大している。働いている、いないにかかわらず、親と子の育ちを地域で支え、家庭の中だけの孤独な子育てをなくしていくことが必要である¹。

「子ども・子育て応援プラン」では、すべての子育て家庭が歩いていける場所に気兼ねなく親子で集まって、相談や交流ができる

1 2007年4月に熊本市内の医療機関において設置された「このとりのゆりかご(いわゆる赤ちゃんポスト)」は、子どもや子育て家庭をめぐる問題の一端を示唆する事案であった。保護者が子どもを置き去りにする行為は、本来あってはならない行為であり、出産や育児に悩みを持つ保護者に対する児童相談所、市町村保健センター等の相談窓口の周知や、妊娠について悩んでいる者に対する相談援助の展開、若い世代に生命の大切さを訴える取組をさらに推進していくことが必要である。